

JASDAQにおける有価証券上場規程別表の取扱い

第1 株券

(1) 上場手数料関係

- a 上場手数料の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。
- b 上場廃止された株券が上場廃止後6か月以内に再上場される場合（合併などの事由により再上場されるとみなされる場合を含む。）又は上場廃止された株券が他の上場会社の株券として追加上場されるとみなされる場合の上場手数料については、上場廃止された株券の発行者が上場廃止前に納付した上場手数料の額を限度として、当該株券の上場に際して請求すべき金額から控除することができる。この場合において、「上場廃止前に納付した上場手数料の額」は、再上場又は追加上場に係る上場手数料の納入期に現に効力を有する「徴収標準」により計算される金額をいうものとする。
- c 外国株券の1株当たりの発行価格の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により行うものとする。
- d 発行済株式のうち上場に適さない株式として上場されていなかつた株式が上場されることとなった場合の上場手数料については、免除するものとする。
- e 上場会社の公募及び第三者割当等に際して発行する新株式に係る上場手数料の上限は6,000万円とする。
- f 上場会社の合併、分割又は株式交換に際して発行する新株式に係る上場手数料は、1株当たり資本組入額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。ただし、当該上場手数料の上限は1,000万円とする。
- g 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により上場会社が

新たに発行した株券の上場手数料は、1株当たり発行価格により計算する。

- h 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換又は新株予約権の行使等により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に納入するものとする。
- i 外国会社の株式配当、株主割当若しくは配当再投資等又は公募等により積み立てられた資本準備金の資本組入れに伴い新たに発行した株券の上場手数料は、当該株券の額面金額（当該株券が無額面株式の場合には1株当たりの資本組入額）を1株当たりの発行価格とみなして計算する。
- j JASDAQにおける有価証券上場規程（以下「JQ有価証券上場規程」という。）第46条の規定による場合の上場廃止の日又はJQ有価証券上場規程第47条第1項から第4項までの各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する上場手数料については、これを免除することができる。ただし、dの規定に該当した会社の上場廃止の日前に上場した株券に係る上場手数料については、免除しないものとする。

(2) 年賦課金関係

- a 年賦課金の計算は、前年の12月末日現在における上場株式数を基準とする。
- b 新規上場申請者に係る年賦課金の計算は、前aの規定にかかわらず、当該新規上場申請者の株券の上場日における上場株式数を基準とする。
- c 年賦課金の計算に当たって適用する「本所が定める価格」とは、前年12月の最終営業日における上場会社が発行する株券の最終値段（当該日において上場会社がJASDAQに上場していない場合は、

上場後最初の約定値段)をいうものとする。ただし、本所が市場情勢の推移等により当該最終値段を「本所が定める価格」とすることが適当でないと認める場合又は約定値段がない場合は、本所がその都度定める価格を「本所が定める価格」とするものとする。

- d 年賦課金は、1月1日現在における上場有価証券の発行者を対象とし、年2回に分けて、JASDAQにおける有価証券上場規程別表に定める期日に各々半額を納入するものとする。ただし、7月1日までに上場廃止となった上場有価証券の発行者に係る年賦課金は、その半額を免除するものとする。
- e 新規上場申請者に係る年賦課金は、前cの規定にかかわらず、当該新規上場申請者の株券が、1月1日から6月末日までの間に上場された場合にはその半額を、7月1日から12月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除する。
- f JQ有価証券上場規程第46条の規定による場合の上場廃止の日又はJQ有価証券上場規程第47条第1項から第4項までの各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する年賦課金については、これを免除することができる。ただし、前(1)上場手数料関係bに該当し、上場手数料を控除することとした会社の年賦課金は、免除しないものとする。
- g 上場廃止された株券が、上場廃止後6か月以内かつ翌年に再上場される場合(合併などの事由により再上場されるとみなされる場合を含む。)の年賦課金については、dの規定を適用しないものとし、他の上場会社の株券として追加上場されるとみなされる場合の年賦課金については、当該株券が前年の12月末日に追加上場されていたものとみなして計算した額を納入させるものとする。

(3) TDnet利用料関係

- a 株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)に上場する株券の発行者については、TDnet利用料の納入を要しな

いものとする。

- b 2月末日に納入する T D n e t 利用料は 4 月から 9 月までの期間に対応することとし，8月末日に納入する T D n e t 利用料は10月から翌年の 3 月までの期間に対応するものとする。
- c 前 b の規定にかかわらず，新規上場申請者又は株券が東京証券取引所を上場廃止されることとなる上場会社に係る T D n e t 利用料については，上場日又は上場廃止日の属する月の翌月末日までに，次に定める区分に従い，次に定める T D n e t 利用料を納入するものとする。
 - (a) 1月1日から3月末日又は7月1日から9月末日までの間に，新規上場申請者の株券が上場された又は上場会社の株券が東京証券取引所を上場廃止となった場合
T D n e t 利用料の 4 分の 3
 - (b) 4月1日から6月末日又は10月1日から12月末日までの間に，新規上場申請者の株券が上場された又は上場会社の株券が東京証券取引所を上場廃止となった場合
T D n e t 利用料の 4 分の 1
- d b の規定にかかわらず，本所は，上場廃止となった会社の T D n e t 利用料について，次に定める区分に従い，次に定める金額を超過支払金額として返還するものとする。
 - (a) 1月1日から3月末日まで又は7月1日から9月末日までに上場廃止となった会社
T D n e t 利用料の 4 分の 1 (2 月末日又は 8 月末日において 4 月から 9 月まで又は 10 月から翌年 3 月までの期間に対応する T D n e t 利用料が納入されている場合にあっては，T D n e t 利用料の 4 分の 3)
 - (b) 4月1日から6月末日まで又は10月1日から12月末日までに上場廃止となった会社

T D n e t 利用料の 4 分の 1

e b の規定にかかわらず，本所は，東京証券取引所に株券を上場した上場会社(前 d に該当する会社を除く。)の T D n e t 利用料について，次に定める区分に従い，次に定める金額を超過支払金額として返還するものとする。

(a) 1月1日から3月末日まで又は7月1日から9月末日までに東京証券取引所に株券を上場した上場会社

 T D n e t 利用料の 4 分の 1 (2 月末日又は 8 月末日において 4 月から 9 月まで又は 10 月から翌年 3 月までの期間に対応する T D n e t 利用料が納入されている場合にあっては， T D n e t 利用料の 4 分の 3)

(b) 4月1日から6月末日まで又は10月1日から12月末日までに東京証券取引所に株券を上場した上場会社

 T D n e t 利用料の 4 分の 1

第 2 新株予約権証券

第 1 (1) a の規定は，新株予約権証券の上場手数料について準用する。

付 則

この取扱いは，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成25年1月1日から施行する。